⑵　振動試験機により試験機器に振動を加える。ただし、試験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は、㋐及び㋑の条件に従い、振動条件の設定順序は任意でよい。

㋐　全振幅３㎜、最低振動数から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間とする。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して最低振動数、毎分500回及び最低振動数の順序で振動数を変えるものとする。すなわち、15分間で1.5周期の振動数の掃引を行う。

㈱　最低振動数は振動試験機の設定可能な最低振動数（ただし毎分300回以下）とする。

㋑　全振幅１㎜、振動数毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間とする。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して毎分500回、毎分1,800回及び毎分500回の順序で振動数を変えるものとする。すなわち、15分間で1.5周期の振動数の掃引を行う。

⑶　上記⑵の振動を加えた後、規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

⑷　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑸　「呼出名称記憶装置」の試験項目に準じ、呼出名称記憶装置が支障なく動作することを確認する。

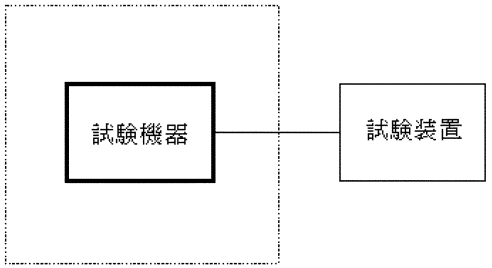
４　その他の条件

⑴　本試験項目は認証の試験の場合のみに行う。

⑵　本試験項目は、移動せずかつ振動しない物体に固定して使用されるものであり、その旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。

三　温湿度試験

１　測定系統図



温湿度試験槽（恒温槽）

２　試験機器の状態

⑴　規定の温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態（電源ＯＦＦ）とする。

⑵　規定の放置時間経過後（湿度試験にあっては常温常湿の状態に戻した後）、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

３　測定操作手順

⑴　低温試験

㋐　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃、－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

㋑　この状態で１時間放置する。

㋒　上記㋑の時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。